

熊本県監査委員公告第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき平成22年8月11日に提出された住民監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定に基づきその結果を公表する。

平成22年 9月27日

熊本県監査委員 角田岩男

同 内田光也

同 渡辺利男

同 井手順雄

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受付

- 1 請求人
(略)

2 請求書の提出

平成22年8月11日

平成22年9月2日 事実証明書追加提出

3 請求の内容

(1) 請求の要旨 (原文のとおり)

熊本県知事 蒲島郁夫に関する措置請求要旨

熊本県公共事業再評価監視委員会委員長 滝川清に関する措置請求要旨

一 請求の要旨

- 1 知事は、二級水系路木川河川整備基本方針（平成12年7月 熊本県）は無効であることを確認する。
- 2 知事は、路木川二級河川指定を取り消す。
- 3 知事は、路木ダム本体着工を中止し白紙撤回する。

理由

- 1 添付した河川現況台帳調書（甲）によると、路木川は昭和47年に二級河川指定された。同（乙の2）によると、2005年「日流量年表」によると、毎月の流量合計は0である。12ヶ月の合計流量も0である。
- 2 同（乙の3）2002年「日水位年表」にも水位の記入はない。
- 3 ということは、路木川は小川とさえいえない小さな谷が海まで続いている形状であり、ダム建設理由である、洪水は捏造であることが明白である。
- 4 また、220万トンの巨大ダムを造っても水は貯水できず、1日4,600トンを供給できるという理由も荒唐無稽であることが明白である。
- 5 河川台帳は平成18年に調整してあるが、以前の台帳にはうその計数を記載し、上司や知事、国をだまして、ダム工事計画がなされていたものだ。
- 6 河川法75条①県規則違反、詐欺に該当するので、知事と委員会は工事を白紙撤回する義務がある。また、知事は二級河川指定を取り消す義務がある。
- 7 うそとごまかしで40億円の公金を支出し、これから50億円以上の公金を騙し取ろうとしている。

(2) 請求書添付の事実証明書

- ①路木川河川現況調書（甲、乙、乙の2、乙の3）写し
- ②昭和57年7月24日 集中豪雨関係綴 総務課
- ③平成18年7月21日から22日の大雨による家屋浸水被害集計表(旧河浦町)、
昭和57年7月河浦町集中豪雨地区別罹災棟数
- ④河浦地区豪雨災害記録 資料：天草市
- ⑤資料-3「河浦町五十年のあゆみ 町制施行五十周年記念」より

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条の要件を具備していると認め、受理した。

第2 監査の結果

1 請求人が熊本県公共事業再評価監視委員会委員長についてなした住民監査請求について

住民監査請求の対象となる行為主体について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員と定めているが、この場合の委員会とは、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な行為（怠る事実を含む）について予防又は是正を図るという同条同項の趣旨から、法第138条の4第1項によって法律の定めるところにより普通地方公共団体の執行機関として置かれたもの（以下「執行機関」という。）をいうと解される。

本請求において委員長が措置請求の対象とされた熊本県公共事業再評価監視委員会 は、熊本県公共事業再評価要綱第5条第1項により公共事業再評価の実施にあたり評価手法及び対応方針について県が任意に意見を求める機関として設置されたものであり、執行機関ではない。したがって、熊本県公共事業再評価監視委員会委員長についてなした請求は却下する。

2 請求人が熊本県知事について行った住民監査請求について

(1) 「路木川二級河川指定を取り消す。」との請求について

住民監査請求は地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為（怠る事実を含む）について予防又は是正するための制度であるから、住民監査請求の対象は財務会計上の行為でなければならないところ、河川法に基づき知事が二級河川の指定を行うこと自体は非財務的な目的を持つものであるから（河川法第1条、5条）上記の財務会計上の行為にあらず、住民監査請求の対象とはならない。

ただし、二級河川指定を行うことで、知事は当該河川を管理することとなるため、河川が住民監査請求の対象となる財産にあたるかという点について検討する。

住民監査請求について法242条第1項は「・・・違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若し

くは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは・・・」請求することができる」と規定しているが、住民監査請求制度の趣旨・目的に照らせば、ここでいう財産とは、住民の負担に係る公租公課等によって形成された地方公共団体の公金及び営造物以外の財産（公有財産、物品、債権）を意味すると解するのが相当である（最高裁昭和38年3月12日判決参照）ところ、河川は、上記いずれの財産にもあたらないと解すべきである。

したがって、河川は住民監査請求の対象となる財産にも該当しないため、「路木川二級河川指定を取り消す。」との請求は、却下する。

(2) 次に、請求人は、請求の要旨で「二級水系路木川河川整備基本方針（平成12年7月 熊本県）は無効である」と主張する。

また、「路木ダム本体着工を中止し白紙撤回する。」とし、その理由において「うそとごまかしで40億円の公金を支出し、これから50億円以上の公金を騙し取ろうとしている。」と主張していることから、住民監査請求の対象としている財務会計行為は、路木ダム本体工事費に係る支出行為である。

路木ダム本体工事費に係る支出行為については、請求人とは異なる住民から、平成21年5月19日及び同年5月28日に「当路木ダム事業は明らかに不用、不当性が認められ、当事業に対する公金支出は違法である」と主張し支出済みの路木ダム事業費の返還と今後執行予定の路木ダム事業費の支出差し止めを求めた住民監査請求が提出され、また、同年9月28日に「地方財政法に違反し、また県財政の健全な運営を著しく損なう」と主張し路木ダム本体工事入札及び工事契約締結差し止めを求めた住民監査請求（以下「過去の住民監査請求」という。）が提出された。

当職は、それぞれの住民監査請求について監査を実施した結果、次の理由から、いずれの住民監査請求においても、請求には理由がないとして、棄却した。

ア 路木川水系河川整備基本方針及び路木川河川整備計画の策定は、河川法第79条第2項に規定する手続きを経て適法に策定されている。

イ 昭和57年7月等の豪雨による路木地区における洪水被害について、集中豪雨関係綴、50年のあゆみ（写し）、広報かわうら（写し）及び天草市報告書等を調べた結果、路木地区で床上浸水の被害があった若しくは床上浸水の被害はなかったことを直接示した公の資料を見出すことはできず、確証を得ることはできなかった。よって、基本方針及び整備計画上の床上浸水等の洪水被害の記載は意図的に誤りを記載したものと認められず、データを捏造したとは言えない。

ウ 河川整備基本方針及び河川整備計画における洪水防御計画の規模は、国土交通省が定めた河川砂防技術基準の考えに従って、流域の大きさ、その対象となる社会的経済的重要性などの河川の重要度を重視し、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して決定されている。

エ 路木ダム本体工事事業費に係る支出については適正に執行されており、財務会計上の違法性及び不当性は認められない（要旨）。

なお、過去の住民監査請求の結果については、平成21年7月15日付け熊本県監査委員公告第8号、平成21年7月22日付け熊本県監査委員公告第12号及び平成21年11月24日付け熊本県監査委員公告第16号で、それぞれ熊本県ホームページに登載し公表している。

したがって、本件住民監査請求のうち「二級水系路木川河川整備基本方針は無効である」及び「路木ダム本体着工を中止し白紙撤回する。」との請求については、過去の住民監査請求と同じ趣旨の住民監査請求であるので、平成21年7月15日付け熊本県監査委員公告第8号、平成21年7月22日付け熊本県監査委員公告12号及び平成21年11月24日付け熊本県監査委員公告第16号で示された監査結果をもって、棄却する。